

★よくあるご質問（Q&A）

Q 1. 一般不妊治療の助成対象となる治療期間（連続する12か月間）と申請期限の数は？

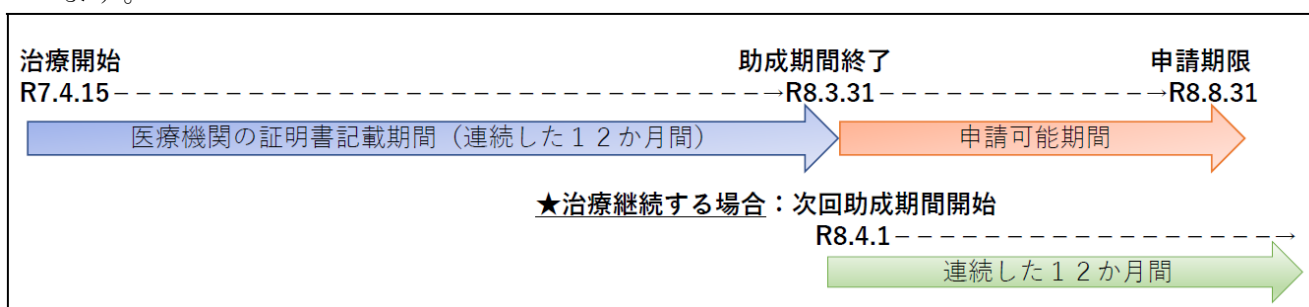
A 1.

助成期間は治療を開始した月から12か月間です。なお申請の期限は助成期間が終了する月から5か月末日までとなります。

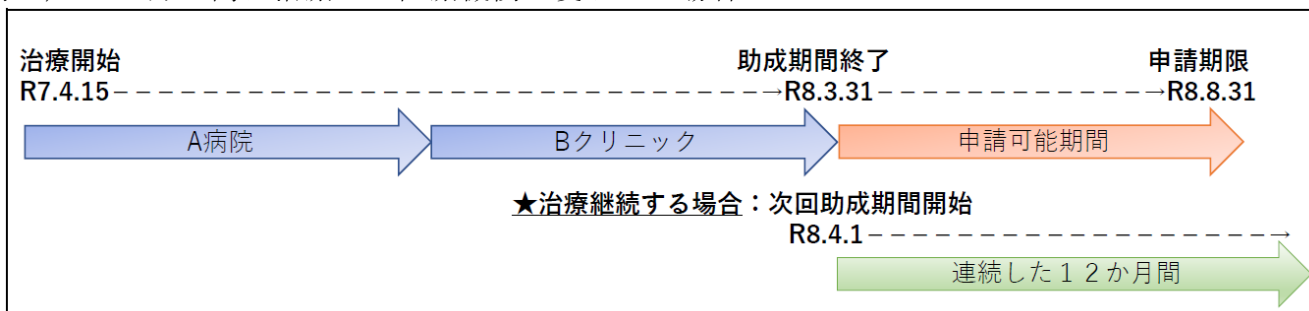
R7.4.15を治療開始日とした以下の例を参考にして下さい。

例1) 治療期間が連続した12か月の場合

R7.4.15を治療開始とすると助成期間の終了がR8.3.31、申請期限がR8.8.31となります。

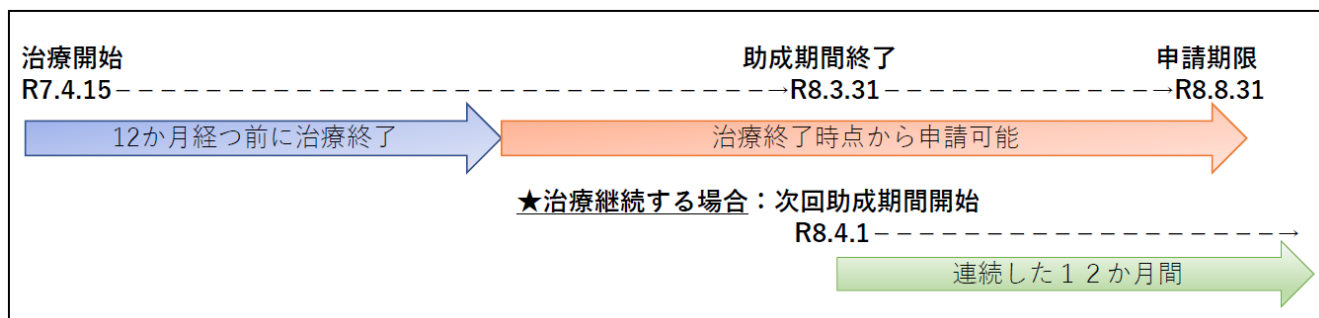


例2) 12か月の間に治療した医療機関が変わった場合



例3) 12か月を待たずに治療が終了した場合（今後R8.3.31まで治療予定がない）

治療が終了した時点で、必要書類を揃え申請することができます。この場合でも申請期限と次の助成開始の時期は変わりません。



Q 2. 北上市から転出しても申請できるの？

A 2.

北上市での不妊治療費助成の申請は、不妊治療開始日から助成が決定されるまでの期間、北上市民であることが必要となります。なお、申請から助成の決定までは、最低でも2週間ほどかかりますので、北上市外への引っ越しのご予定がある方は、余裕をもって申請してください。

Q 3. 高額療養費制度・付加給付制度ってなに？

A 3.

高額療養費制度とは、健康保険に加入している方の、1か月に支払った医療費（自己負担分）が高額になった場合、一定の金額を超えた分が後から払い戻される制度です。上限額は年齢や所得によって異なります。申請前にご自身の月々の医療費が高額療養費制度に該当していないかあらかじめご確認ください。自身の限度額は、限度額認定証の他に、マイナポータルでも確認することができます。上限額や受給方法については、ご自身の加入する健康保険にお問い合わせください。

付加給付制度とは、企業などが加入する“健康保険組合”で設けられている制度で、この制度も設定されている上限額を医療費（自己負担分）が超えた場合に払い戻されます。付加給付の内容や利用条件は、健康保険組合ごとに異なります。ご自身の健康保険証やマイナポータルに記載されている健康保険組合名をご確認のうえ、ホームページや会社の担当者にお問い合わせください。

高額療養費制度・付加給付制度が適用される場合、返還された金額は補助の対象とならないため、返還内容が記載されている決定通知書や付加給付明細書等をご準備のうえ、申請窓口までお越しくください。

※決定通知や明細書が申請期限内に揃わない場合は、お問い合わせください。

Q 4. 院外処方があったときは何が必要？

A 4.

不妊治療の申請にあたり、薬局等の医療機関以外で処方された薬剤については、不妊治療のために使用されたものかどうかを確認する目的で、以下の書類のご提出をお願いしております。

- ・ 薬局（医療機関以外）で処方された薬剤の領収書と明細書
- ・ 院外処方のあった日の医療機関が発行した診療明細書

※不妊治療とは関係のない薬剤は助成の対象になりません。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

Q 5. 不妊治療について詳しく知りたいときは？

A 5.

岩手医科大学附属病院では、不妊に関する医学的・専門的な相談、心の悩み等に対応する「岩手・盛岡不妊専門相談センター」を開設しています。

男女問わず相談可能ですので、お悩み・ご相談がある方は、ぜひお問い合わせしてみてください。

▼岩手・盛岡不妊専門相談センターのホームページ

[岩手・盛岡不妊専門相談センター - 内丸メディカルセンター](#)